決議 16.2 [仮訳]

2014~2016年の3年間に関する事務局の資金および費用算定済事業計画

1979年にボンで採択され、1987年4月13日に発効した条約の財務に関する修正を想起し、

第 15 回締約国会議(ドーハ、2010 年)で採択された決議 Conf. 15.1 も想起し、

事務局が支出した 2010 ~ 2011 年の実績支出(文書 CoP16 Doc. 8.1) がすでに留意し、

事務局により提示された 2012 年費用算定済事業計画に関する予備報告書[文書 CoP16 Doc.8.2 (Rev. 1)] もすでに留意し、

事務局が提出した 2014 ~ 2016 年の 3 年間の費用 算定済事業計画(文書 CoP16 Doc. 8.3)がすでに検討し、

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国会議の常設委員会と国連環境計画の 事務局長の間で、条約を支援する事務局のサービスに 関して取り交わされた 2011 年 9 月 1 日付けの覚書を 承知し、

条約の締約国の数および附属書に掲げる種の数の増加に留意し、一層効果的な施行を達成するための締約国に対する一層の援助の必要性、締約国会議の決定並びに決議および第16回会議で改訂された「戦略ビジョン:2008~2020年」を実行に移すために十分な資金を提供する必要性、その結果として事務局が負担する支出が増えることに留意し、

国際連合持続可能な開発会議(「リオ+20」として知られる)の成果文書「我々が望む未来」の203において、CITESの重要性が強調されたことを想起し、

条約の目的の一層効果的な達成において締約国を補助するために、CITES施行に関する資金提供を強化することの価値および表明されたその必要性を認識し、

CITES 戦略ビジョンを繰り返し、関連する愛知多様性目標の達成に向けた重大な寄与としての CITES の完全かつ効果的な施行の重要性を強調し、

事務局に向けた締約国の決定が事務局の運営および 支出に影響を与えることに留意し、

締約国会議は

受入国であるスイス政府に対し、事務局への支援に 感謝を表明するとともに、スイスに本部を置く他の条 約事務局に相当する形で/同等に CITES 事務局を支援 するためのさらなる機会を検討するよう呼びかける。

常設委員会の第 61 回および 62 回会合(ジュネーブ でそれぞれ 2011 年 8 月と 2012 年 7 月に開催)で承 認された 2010 年と 2011 年の費用算定済計画に関す る支出報告書を受け入れ、承認する。

2012年の費用算定済計画に関する支出報告書を受け入れ、承認する。

財務予算小委員会の第62回会合での勧告に従い、 事務局が提案し、常設委員会が承認した2014~2016 年の3年間の費用算定済計画および予算案の新様式を 受け入れ、承認する。

2014~2016年の3年間の予算期間に関して事務局が提出した2件の予算案に感謝するとともにそれに留意し、第17回締約国会議で審議するために、同じ形式による予算案を作成するよう事務局長に要求する。これには最低限、名目成長率ゼロの予算シナリオと実質成長率ゼロの予算シナリオを盛り込み、常設委員会との協議により必要であれば第3のシナリオを盛り込む。

付記 1 の 2014 ~ 2016 年の 3 年間の費用算定済事業計画は、付記 2 の信託基金予算(CTL)中の 2014 年 5,836,735 ドル、2015 年 6,018,089 ドル、2016 年 6,655,307 ドルという金額および付記 3 の CITES 活動信託基金(QTL)への支援により実施することを決定し、付記 4 に示す 2014 ~ 2016 年の分担基準を採択する。

2014~2016年の3年間について締約国が特定した全優先事項に対して十分な資金源が信託基金(CTL)予算に含まれないという懸念と失望を、多数の締約国が表明したことに留意し、締約国に対し、将来の予算においてこれが標準にならないよう確保することを求める。

為替の変動を注意深く監視し、必要に応じて支出の

^{1 203} 取引、環境、開発の交わる点に立ち、生物多様性の保全および持続可能な利用を推進し、地元の人々にとっての実質的利益に寄与し、国際的に取り引きされる種が絶滅の脅威にさらされないよう確保する国際協定である CITES (絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)の重要な役割を我々は認識している。野生生物の違法取引が経済、社会、環境に影響を与え、需要側と供給側の両面で確固たる強化した対策が必要とされることを我々は認識している。これに関し、関連する多国間環境協定および国際組織間の効果的な国際協力の重要性を我々は強調する。我々はさらに、合意された基準に基づき種を掲載することの重要性を強調する。

水準を補正することを事務局に要求し、事務局は常設 委員会に対して最後の手段として例外的に信託基金残 高からの引き出しを要求できることを決定する。

財務流動性を確保するために、平均年間予算の15%以上の運転資金準備を維持するよう事務局に要求し、上記のように示した運転資金準備を下回らないことを条件として、事務局が常設委員会と協議の上、毎年の終わりにCITES信託基金から追加資金を引き出すことを認可する。

2014~2016年の予算期間に関する CITES 活動支援信託基金 (QTL) の資金提供推定額に留意し、事務局に対し、外部から資金が提供される活動に関する限り、費用算定済計画で特定された活動を実施するために、望ましくはまだ割り当てられていない資金提供を求めるよう促す。

2014年1月に始まり、2016年12月31日に終わる予算期間に関し、付記5の信託資金管理の委任事項を承認する。

常設委員会に対し、信託資金管理の委任事項を検討 し、必要に応じ、第17回締約国会議で必要な変更を 加えるための提案を行うよう指示する。

次のとおりに決定する。

- a) 信託基金 (CTL) への分担金は国連分担金算定基準に基づくものとする。これは時折改定され、国連の全加盟国が締約国ではないことを考慮に入れて調整される。
- b) 分担金を算定するための他のいかなる根拠も、締 約国会議に出席かつ投票する全締約国の同意なし には使用してはならない。
- c) ある締約国の分担率を引き上げるような基本分担 基準の変更は、その締約国の同意なしには適用さ れず、現行基本分担基準に対する変更案は、その 提案が締約国会議の少なくとも150日前までに 事務局から全締約国に通報されていない限り締約 国会議で審議されない。

締約国が速やかに、基本基準に従い、信託基金(CTL)に対する分担金を支払うことを期待し、可能ならばいつでも通常の分担金を超えた信託資金への特別な拠出を行うことを奨励する。

全締約国に対し、分担金は可能な限り当該年度の前年か、もしくは分担金が該当する暦年(1月1日から12月31日)の年頭までに速やかに支払うよう要求する。

信託基金(CTL)への分担金が未払いの締約国があるという懸念とそれによって、条約の施行に悪影響を

与えていることに留意する。

次の方法により、条約に対する分担金が未払いの締 約国を引き続き監視することを事務局に要求する。

- a) 年 2 回、督促状を送付し、ジュネーブの常駐代表 部にコピーを送付する。
- b) 3 年以上の未払い分担金がある締約国のジュネーブの常駐代表部と協議を開始する。

未払いの全締約国に対し、未払いの分担金を遅滞な く支払うための手配に関し、事務局と協力するよ う促す。

条約締約国以外の国、他の政府、政府間組織、非政府組織、その他の財源に対し、CITESの活動を支援する信託基金(QTL)に拠出するよう呼びかける。

国連およびその専門機関以外の全オブザーバー組織の標準参加費を最低 600 米ドルに設定することを決定し(事務局が必要に応じ、および財務予算小委員会との協議に従い、それ以外の額を決定した場合を除く)、それらの組織に対し、少なくとも参加の有効原価を満たすよう、可能な限りそれよりも多額の拠出を行うよう促す。

次のとおりに確認する。

- a) 締約国会議の全会議および常設委員会、動物委員会、植物委員会のすべての定期会議は、開催候補国が提案した開催地とスイスとの費用の差額を開催候補国が支払う場合を除き、スイスで開催する。
- b)締約国会議の定期会議の間に開催する常設委員会、動物委員会、植物委員会の定期会議の回数は2回までとする。

要請があれば、常設委員会、動物委員会、植物委員 会の委員長の関連する委員会の会議への出席およびそ の他の経費を含め、先進国の委員を除き、委員の合理 的かつ正当化できる旅費の支払いを準備するよう事務 局に命じる。

CITES常設委員会と国連環境計画の事務局長の間で、 条約を支援する事務局のサービスに関して取り交わさ れた覚書の施行を継続的に再検討するよう常設委員会 に指示する。

以下のとおりに事務局に対して要求する。

- a) 外部資金プロジェクトを実施するための財源を求める場合、臨時雇いの職員およびコンサルタントを雇用するための人件費を含め、事務局が負担する全費用を準備する。
- b) 職員人件費を含め、予算に対して影響のある提案 については、提案した締約国と協議し、必要であ れば、締約国会議に対して助言を行う。

c) 動物委員会並びに植物委員会の委員長と協議し、特定の科学プロジェクトに対して科学コンサルタントを指名し、委任事項を定める。このプロセスは、予算に対して悪影響を与えることがなく、むしろ締約国の優れた科学能力を有効に利用することができ、技術委員会の委員長を通じて事務局がそれを利用できるような形で実施するものとする。

事務局長は国連の規則に従い、構成の変更を含め、 全体予算の範囲内で事務局の実施能力を強化するため の方法を探るために、今後の欠員により生じる機会を 利用するよう奨励する。

締約国は国内の生物多様性戦略および行動計画の改訂にあたり、CITESの目的と優先事項をそれらに取り入れ、種に基づくプロジェクトを含め、CITESに関連する GEF 有資格プロジェクトとして認められる機会の特定を促進するよう奨励する。

GEF 理事会に対し、GEF の付託事項並びに「生物多様性戦略計画 2011 ~ 2020」および「生物多様性愛知目標」と一致する GEF「生物多様性戦略」の策定における CITES 締約国の関連決議および決定に留意するよう呼びかける。

生物多様性条約締約国会議(CBD CoP)に対し、愛知目標を支持する CITES の目的と優先事項を伝えることを決定し、GEF に対する広範な戦略的ガイダンスの提供にあたり、これらを考慮に入れるよう、CBD CoPに呼びかける。

「生物多様性戦略計画 2011 ~ 2020」および「生物

多様性愛知目標」を背景として、締約国、既成の資金 提供メカニズム、ドナー、国際組織、学術界、非政府 組織、その他の関連するステークホルダーに対し、関 連する CITES の目的と優先事項に対して十分な支援を 速やかに提供するよう求める。

次のとおりに決定する。

- a) 事務局長は、全体予算の範囲内で、かつ CITES 常 設委員会と国連環境計画の事務局長の間で、条約 を支援する事務局のサービスに関して取り交わさ れた覚書に従い行われることを条件として、費用 算定済計画に従い締約国の優先事項を施行するた めに必要な人員確保の決定を下す権限を持つ。
- b) 新たな決議または決定から派生する事務局の費用 算定済計画の変更は、必要な追加資金の財源が決 定された場合、または締約国会議の決議もしくは 決定の採択時にその計画の優先順位が変更される 場合にのみ行われる。
- c) 事務局は生物多様性条約の事務局と共同で、生物 多様性戦略の文脈内で、CITES および GEF の付 託事項と一致する CITES 優先事項と取り組むため に、GEF との一層密接な協働関係を継続的に探し 求める。

決議.15.1 (ドーハ、2010年) - 「2012-2013年 の2年間の事務局の資金および費用算定済事業計画」 を廃棄するが、ただし、これらの金額が未払いである 締約国について期待される年間分担金のレベルを示す 記録として残す。

付記 1

(訳注:省略)

付記 2

(訳注:省略)

付記3

(訳注:省略)

付記 4

(訳注:省略)

付記 5 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約のための信託基金 (CTL) の管理に関する委任事項

- 1.「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約のための信託基金」(以降、信託基金と呼ぶ)は、この条約の目的に対する財政援助を提供するためにさらに3年間継続される(2014年1月1日から2016年12月31日まで)。
- 2. 国連財政規定に従い、国連環境計画(UNEP)事務 局長は UNEP 理事会および国連事務総長の承認を受 け、条約の管理のために信託基金を継続する。
- 3. 信託基金の予算割当は次の資金でまかなわれる。
 - a) 表に追加される新規の締約国の分担金も含め、付記4に添付した表に掲げる締約国の分担金。
 - b) 締約国の決定に基づく基金残高からの引き出し。
- 4. 財政期間に含まれる各暦年の見積書を費用算定済計 画の中で特定し、拠出者により、または拠出者を代 表して要求された情報、および UNEP 事務局長が有 用かつ妥当とみなす情報を添付する。
- 5. 当該財政期間を構成する各暦年の収入並びに支出を 対象とする費用算定済計画案を米ドルで表し、必要 な情報すべてを盛り込んだものが、締約国会議の次 回の定期会議の開会日として定められた日の少なく

- とも 150 日前までに事務局によって全締約国に配布 される。
- 6. 費用算定済計画は定期会議に出席および投票する 4 分の 3 の多数決によって採択される。
- 7. UNEP 事務局長が年間全体として財源不足が起きると予測した場合、UNEP 事務局長は条約事務局長と協議し、条約事務局長は支出の優先順位に関して常設委員会の助言を求める。
- 8. 条約事務局長は国連財政規定と一致する範囲内で以下を行う権限を持つ。
 - a) 決議 Conf. 16.2 付記 1 の費用算定済計画に反映された主要活動区分の間で、各活動区分の費用算定済計画について予測される年間金額を最大 10%まで上回ることを限度として、財源の振替を行う。係る振替が行われた場合、それらは常設委員会の次回会合で報告する。主要活動区分間での調整が上記の 10% という許容範囲を超える場合は、事前に常設委員会による同意を必要とする。
 - b) 同一の活動区分内の財政年度間で財源の振替を行 う。係る振替には、事前に常設委員会による同意

を必要とする。

ただし、費用算定済計画に対するすべての調整を、 3年間の承認済予算の全額の範囲内で行う。

- 9. 信託基金の財源の使用目的を特定することは、それらが条約に必要な収入でまかなわれる場合に限られる。
- 10. すべての分担金はいずれかの兌換通貨で支払われる。ただし、いかなる支払額も拠出が行われる日の米ドルでの支払金額に相当するものとする。財政期間の開始後に締約国になった国からの分担金は残った財政期間の長さに比例して支払われる。
- 11. 財政期間の各暦年の末に、UNEP 事務局長は締約国 に対し、その年の決算書を提出する。また、実行可

- 能な限り早急に、その財政期間の監査済み決算書も 提出する。
- 12. 条約の事務局長は常設委員会に対し、前項で言及 した決算書並びに報告書の配布と同時に、またはそ の後可能な限り早急に、翌暦年に関する支出案の見 積書を提出する。
- 13. 条約の信託基金の財政運用は UNEP の基金の運用 を管理する総合手続きおよび国連財政規定に従い行 われる。
- 14. これらの委任事項は、第 17 回締約国会議で改定の対象となることを条件とし、2014 年 1 月 1 日から2016 年 12 月 31 日の財政期間中有効となる。 ■